

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称： 千葉県及び千葉県山武郡山武町
- 2 構造改革特別区域の名称： 有機農業推進特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
千葉県山武郡山武町の区域のうち、大字埴谷、大字板川、大字板中新田、大字横田及び大字実門の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 消費者志向の多様化

21 世紀という新しい時代、我々を取り巻く社会環境は、驚くほどのスピードで変化している。

人々のライフスタイルは、一層の多様化・個性化が進み、それに伴い「食」においても、本物志向、健康志向、ファッション志向など、様々な変化に富んだ新しい食文化の時代を迎えている。

近年、消費者の「食」に対するニーズは、農産物の安全・安心・新鮮を重視する傾向にあり、特に、中国産ハウレンソウの残留農薬問題や食品の偽装表示、無登録農薬の使用など、食品の安全性が問題になって以来、その傾向が顕著となっている。

生産地においては、安全・安心・新鮮等の消費者ニーズを踏まえ、「減農薬・減化学肥料、土づくり等を基本とした良品質農産物の生産」や、「生産者の顔が見える農産物を身近な消費者に提供していく地産地消」等に取り組んでいる。それらに加えて、販売店等との連携による栽培履歴付き農産物栽培への取組が活発化してきている。

(2) 本県の農業施策の取組

本県の農業は、全国でもトップに位置する。農業産出額は約 4,300 億円（平成 13 年）で、北海道に次いで全国 2 位（平成 6 年以降）、中でも野菜は、昭和 37 年以降、常に 1 位であり、その産出額は約 1,700 億円にのぼっている。

（千葉県の農業産出額と順位）

（単位：億円、％）

項目	全体	米	麦・雑穀豆類	いも類	野菜	果実	花き	畜産計
産出額	4,246	803	74	214	1,716	163	230	967
構成比	100.0	18.9	1.7	5.0	40.4	3.8	5.4	22.8
全国順位	2	10	2	3	1	15	2	6

* 農林水産省統計情報部「平成 13 年生産農業所得統計」

本県では、最も身近な消費者である県民に、安全・安心・新鮮でおいしい県産農産物を安定的に供給する『千産千消』を推進している。これまでの卸売市場の機能に依存した出荷・販売に加え、生産者が直接農産物を直売所に持ち込んで消費者に売る農産物直売事業の推進や、学校給食、旅館、食堂等における地場農産物の活用、百貨店やスーパーの一角に「千産千消費フェア」と銘打った地場農産物販売コーナーを設置するなど、地場農産物の地場流通を促進している。

また、環境にやさしい農業の一層の促進と、消費者の求める安全・安心な農産物の供給体制の確立を目的として、平成 14 年度から「ちばエコ農業」の推進に取り組んでいる。本事業は、農薬や化学肥料の使用量（基準の 1/2 以下）を抑えて生産した農産物を「ちばエコ農産物」として、県独自の認証マークと生産者の栽培履歴を貼付して販売するものである。

これにより、生産者と消費者との信頼、連携を基本とする食の安全・安心を確保し、もって『千葉ブランド』の確立、持続できる生産体制の構築を目指している。

* 『ちばエコ農産物』

農薬と化学肥料を通常の 2 分の 1 以下に減らした安全・安心でおいしい千葉の農産物。県独自の認証制度を作り、これまでに、ダイコン、キャベツ、ニンジン、コメなど 16 品目（平成 15 年 8 月現在）が認証されている。

(3) 山武町の農業振興策の取組

本町の農業算出額は、約 54 億円（平成 13 年）であり、そのうち野菜が約 35 億円（構成比：65.6%）と、農業算出額の大半が野菜で占めている。

また、平成 12 年の農家数及び経営耕地面積でも、農家数 907 戸に対する畑農家数が 692 戸（構成比：76.3%）、経営耕地総面積 1,072ha に対する畑の経営耕地面積が 730ha（構成比：68.1%）となっており、そのうち、約 5 割が特区区域に集中している。

本町における平成 12 年の有機栽培面積は 90ha であり、畑の経営耕地面積の約 1 割強を占めており、そのうち、約 80ha が特区区域に集中している。有機栽培の平成 2 年と 12 年との比較では、農家数が約 3 割の減となっているものの、栽培面積は大きく拡大しており、有機栽培の産地化が進んでいる。

本町では、この生産環境や首都近郊農業地域にある立地条件を活かして、基幹的農家の育成をはじめとする生産体制の整備による生産コストの低減、有機栽培・無農薬栽培による生産物の高付加価値化、生産・流通・販売にいたる一元管理システムの確立など、これらの農業振興策を推進により、消費者ニーズに的確に対応した生産性の高い都市型農業の発展を目指している。

特に、当該区域は、農業を積極的に推進する農業振興地域であるとともに、有機農業が最も盛んに展開されている区域であることから、有機農業推進区域として位置付け一層の産地拡大に取り組んでいきたいと考えている。

なお、現在、当該地区で主に生産活動を行っている J A 山武郡市睦岡支所園芸部有機部会は、有機認証を受けた有機栽培や無農薬栽培による環境保全型農業を推進しており、居酒屋「和民」等のチェーン展開をしている外食グループ企業と栽培契約を結び、有機野菜を供給している。

* 『J A 山武郡市睦岡支所園芸部有機部会』

昭和 63 年 12 月に設立。環境に配慮した環境保全型農業の推進により、安全・安心な農業を目指している。現在、出荷する全ての野菜が認証機関の認証を受けており、登録圃場 90ha のうち、20ha が JAS 有機認証を受けている。

本町の農業産出額 (単位：百万円、%)

項目	全体	米	いも類	野菜	その他	畜産計
産出額	5,380	440	190	3,530	860	360
構成比	100.0	8.2	3.5	65.6	16.0	6.7

* 農林水産省農林水産統計速報「平成13年農業産出額」

本町の農家数(畑)及び経営耕地総面積(畑)(平成12年)

項目	H12(戸)	構成比(%)	項目	H12(ha)	構成比(%)
農家数	907	100.0	経営耕地総面積	1,072	100.0
畑農家数	692	76.3	経営耕地面積(畑)	730	68.1

* 2000年世界農林業センサス

本町の有機栽培の農家数及び農地面積(平成2年・平成12年)

	平成2年	平成12年	増減数	増減率(%)
有機栽培農家数(戸)	70	50	20	28.6
有機栽培農地面積(ha)	21	90	69	328.6

* 本町独自調査

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 今後の推進すべき農業振興策(産地戦略)

今後の農業振興策(産地戦略)の推進にあたっては、国際・産地間競争に負けない体質の強い産地を形成していくことが重要であり、具体的には、生産・流通コストの削減、卸売市場のほか独自の出荷・販売ルートの創設による多様な販路の確保、有機野菜や減農薬・減化学肥料栽培等による生産物の高付加価値化、生産から流通・加工・販売にいたる各段階の生産情報(栽培履歴や農薬の使用状況等)の提供など、これらの観点から各産地に適した独自の産地戦略を構築、促進していく必要がある。

こうした中、外食、中食、加工食品等の利用増加に伴い、これらに使用する業務用農産物、特に有機野菜取扱量が増加しており、この業務用ニーズに的確に応える産地戦略が求められている。

すなわち、有機野菜という高付加価値商品を「定時・定量・定価・定質」で生産・出荷・販売できるよう、この各段階を総合的、一体的に管理、運営できる『農業生産システム』を産地戦略として構築することである。

このシステムでは、これまで生産・流通・販売の各段階で生じていた無駄や過不足等の問題を極力生じさせないよう、事前に生産・販売する取扱量を生産・販売計画を立てて調整し、その後、事業を開始していく。

なお、事業途中で、自然条件や事故等により、生産量と販売量との過不足等を原因として問題が発生した場合には、この各段階の相互調整の中で、供給量と需要量との調整等を行い対処していく。

* 『定時・定量・定価・定質』

「定時：欲しいときに欲しい品目が確実に仕入れできる。」、「定量：供給量が安定している。」、「定価：価格が安定している。」、「定質：品質・規格が一定。」

(2) 農業生産システムの具体的な運用

この農業生産システムでは、はじめに、外食企業及び外食グループ企業（以下「外食企業等」という。）が日々使用する野菜に関する品目や使用量等の短期・長期計画を立て、この計画を基に生産・出荷できるよう、産地の有機野菜生産者（以下「地元野菜生産者」という。）が作付け及び収穫等に関する耕地の確保や、作付け・収穫時期、品目等について、外食企業等と調整を図りながら生産・販売計画を策定、そして、事業を開始する。

事業途中で、自然条件の変化等に伴って、収穫量の過不足や品揃え等の問題が生じた場合には、流通・販売を統轄する外食企業等と生産を担当する地元野菜生産者とが一体となって、各チェーン間の供給調整や新たな販売先の確保、生産者間のネットワークを活用した出荷先・出荷量調整など、生産・流通・販売にいたる各段階間の相互調整により問題解決に当たり、「定時・定量・定価・定質」で生産・出荷、各チェーン店への供給を維持、展開していく。

また、この農業生産システムのより円滑な運用と稼働に当たっては、両者間の信頼・協力関係やネットワークの構築が重要であり、そのためには、外食企業等が一生産者として自ら農業に携わり、地元野菜生産者と一体となることにより、はじめて、外食企業等が持つ経営ノウハウと地元野菜生産者が持つ生産技術が融合され、より効率的、効果的な有機農業が展開されるとともに、生産・流通・販売間の相互調整機能が発揮され、総合的、一体的な管理、運営が可能となる。

さらに、この両者間に構築された信頼・協力関係やネットワークは、契約栽培で生じる生産者リスクの軽減等を可能にしていくとともに、トレーサビリティ・システムの導入に伴う生産者と消費者との接点の形成、有機農業研修を介した担い手の育成など、多様な役割を果たしていくことにもなる。

(3) 国際・産地間競争に負けない体質の強い野菜産地の維持、拡大

特に、野菜栽培は、季節によって、その産地を移動することから、外食企業等にとっては、多くの野菜産地からの集荷と品揃えを必要とし、有機栽培にいたっては、病虫害や土づくりに関するノウハウや技術に加え、通常の野菜栽培に比べて多くの手間隙を必要とすることから、現状では、必要な量を安定的、継続的に確保することが難しい状況となっている。

そこで、この農業生産システムによる産地戦略の推進は、農業従事者の高齢化、担い手不足等から増加する遊休農地や耕作放棄地の解消を促進するとともに、外食企業等と地元野菜生産者のそれぞれが持つノウハウの融合や独自の出荷・販売ルートを活用などを通じて、両者が信頼、協力、連携することにより、より効率的・合理的な有機農業の推進を図り、国際・産地間競争に負けない体質の強い野菜産地の維持、拡大につなげていくものである。

外食企業等においても、自ら農業参加することにより、最も効率的で合理的な有機農業を追求、実践することが可能になり、ここから得たノウハウを契約栽培している地元野菜生産者に普及拡大させていくことにより、一層安価な有機野菜の安定的かつ継続的な確保が可能となる。

また、契約栽培の対象とされにくい新種野菜や多品種少量野菜を企業自らが手がけられることにより、新たな商品開発、他店と異なる特徴的なサービスの提供などが可能となり、有機野菜を目玉メニューに据えた、安全、安心を提供するチェーン展開の加速化を図ることができる。

さらに、この農業生産システムの成果と効果を示していくことにより、今後のチェーン展開の拡大や外食企業等の新たな農業参加が促進され、事業区域の拡大、国際・産地間競争に負けない体質の強い産地の維持、拡大、ひいては地域経済の活性化が図られていくことになり、これを成功事例（モデル事業）として、全国の多くの野菜産地に示していくことで、波及効果も期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

次の目標の実現を通じて、国際・産地間競争に負けない体質の強い産地の形成を目指す。

(1) 各産地に適した独自の産地戦略の推進

各産地に適した独自の産地戦略を構築、促進するための一戦略として、規制の特例措置を活用した外食企業等の農業参入を通じて、地元野菜生産者と外食企業等とが信頼・協力関係、ネットワークを構築し、「定時・定量・定価・定質」で有機野菜を各チェーン店に生産・出荷できる『農業生産システムの確立』を目指すとともに、国際・産地間競争に負けない体質の強い野菜産地の維持、拡大に必要な新たな担い手の育成を目指す。

(2) 環境にやさしい農業の推進

この農業生産システムの確立にあたっては、消費者の視点に立った安心、安全、新鮮な農産物の安定供給に加えて、環境にやさしい農業の視点から、生産性、品質を維持しながら、各チェーン店から排出される食物残渣を有機肥料にして戻す、資源循環機能を活かした持続農業を目指す。

(3) 遊休農地の利活用による野菜産地の維持、拡大

地元野菜生産者の高齢化や担い手不足等に伴い、今後、さらに遊休農地の増加が見込まれる中、有機野菜産地の維持、拡大を図るため、地元野菜生産者との信頼、協力、連携のもと、外食企業等の農業参入により農地の保全と有効利用を目指す。

また、本事業の推進に当たっては、地元農業従事者等の協力や合意形成が得られやすく、事業推進熟度が高い山武町から推進を図り、その成果と効果を実証することにより、事業区域の拡大、新たな企業参入の促進をもたらし、遊休農地や耕作放棄地の解消を図りつつ、国際・産地間競争に負けない体質の強い野菜産地の維持、拡大を目指していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の推進により、外食企業等と地元野菜生産者とのそれぞれが持つノウハウの融合や独自の出荷・販売ルートの活用などを通じて、両者が信頼、協力、連携することにより、外食企業等が日々使用する野菜に関する品目や使用量等を安定的に確保することが可能となる。

さらに、外食企業等のニーズの拡大に伴い、地元野菜生産者と外食企業等との栽培契約の増加、事業区域内の遊休農地を活用した特定事業の推進、資源循環機能を活かした持続農業の拡大、新たな担い手の育成等が促進され、国際・産地間競争に負けない体質の強い野菜産地の維持、拡大が図られる。

また、この産地戦略の生産システムが成功事例として示されることにより、他の野菜産地に波及していくことが期待される。

遊休農地の解消面積

平成 16 年度末までに 5 ha、平成 19 年度末までに累計 10ha

新たに J A S の有機認証を受けた生産面積

平成 16 年度末までに 2 ha、平成 19 年度末までに累計 10ha

外食企業等が提供する有機肥料の利用増大

平成 16 年度末までに年 100t、平成 19 年度末までに年 300t

有機農業研修を介した担い手の育成

平成 16 年度末までに 2 名、平成 19 年度末までに累計 10 名

8 特定事業の名称

1 0 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

この計画の円滑な推進に資するため、県及び市町村の特性及び役割を十分考慮し、特定事業の円滑な推進のほか、千葉県がちばエコ農業の推進、千産千消を推進する。

(1) 有機農業推進特区連絡協議会の設置

千葉県、山武町、特定事業の実施主体及び有機農業推進関係者等からなる「有機農業推進特区連絡協議会」を設置し、特区計画の円滑な実施、農業従事者の育成の観点から、協議、連携、協力していく。

(2) ちばエコ農業の推進

環境にやさしい農業の推進と生産者と消費者のお互いの顔が見える、安全・安心・新鮮でおいしい「千葉ブランド」の供給体制を一層促進するため、ちばエコ農業産地の定着、拡大に向けて、普及センターを事業主体とした普及推進事業や、モニターの募集、産地・消費地交換会等の交流活動を通じた応援団育成事業に取り組んでいく。

ちばエコ農業産地拡大推進事業

- ・産地拡大計画の作成と販売対策等検討協議会の開催
- ・現地栽培試験展示や検討会の開催
- ・先進地視察研究会の開催

ちばエコ農業応援団育成事業

- ・消費者サイドとの交流事業（モニター募集、産地・消費者交換会、産地体験等）

(3) 千産千消の推進

最も身近な消費者である県民に、安全・安心・新鮮でおいしい県産農産物を安定的に供給するとともに、農業のよき理解者になってもらうため、規制の特例措置を活用した外食企業等の農業参入と地元野菜生産者との契約栽培を組み合わせた農業生産システムの確立をはじめ、流通・販売業者、生産者、関係団体が連携し、「千産千消」の定着化を促進する。

千産千消拠点モデル事業

- ・県産農産物を一堂に集め、消費者と生産者の情報等を進める定期市の開催
- ・販売コーナーの設置による新たな拠点開発
- ・県産食材の積極的利活用を図るため、定期的な学校給食「千産千消デー」を推進

別紙

1 特定事業の名称

1 0 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体 : 山武町

農地の借受主体 : チェーン展開している外食企業及び外食グループ企業であり、かつ定められた事業区域（山武町の一部：詳細は別紙のとおり）で、当該規制の特例措置の適用を受ける者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 : 特区計画の認定された日

4 特定事業の内容

特定事業の実施主体である山武町が、遊休農地等の所有者から賃貸した農地等について、特定事業の実施により有機農業を行うこととなる外食企業等に賃貸する。また、千葉県及び山武町は、特定事業の実施により有機農業を行う外食企業等と構造改革特別区域法第 23 条第 2 項第 2 号の協定を締結し、有機農業の適正かつ円滑な実施を確保する。

これにより、外食企業等の持つ経営ノウハウと地元野菜生産者の持つ生産技術の融合を図るとともに、両者が培ってきた独自の出荷・販売ルートの活用を図ることなどを通じて、より効率的・合理的な有機農業の推進が図られ、事業区域における遊休農地の利活用、契約栽培の増加、資源循環機能を活かした持続農業の拡大、担い手の育成等の推進を通じて、国際・産地間競争に負けない体質の強い野菜産地の維持、拡大が図られていく。

さらに、この産地戦略の生産システムが成功事例として示されることにより、他の野菜産地に波及していくことが期待される。

なお、当初予定している事業内容等は、次のとおり。

事業実施予定法人 : 株式会社ワタミファーム

事業区域 : 山武町の一部 (15.5ha) (詳細は別紙のとおり)

事業開始 : 平成 16 年 4 月

認定された日以後のスケジュール (見込み)

- ・ 賃貸借契約に伴う賃借料の予算化 (平成 15 年 12 月)
- ・ 賃貸借契約に伴う土地所有者との個別打合わせ (平成 16 年 1 ~ 4 月)
- ・ 賃貸借契約の締結 (土地所有者、山武町) (平成 16 年 4 月)
- ・ 賃貸借契約の締結及び協定書の締結 (山武町、外食企業等)
(平成 16 年 4 月)
- ・ 有機農業の開始 (作付け開始) (平成 16 年 4 月)

外食企業等が行う農業の内容及び実施方法

事業区域 (15.5ha) のうち、当初、約 5 ha で有機野菜の生産を行い、その後、徐々に拡大させていく。

事業区域内の他の農業との役割分担に関する事項について、千葉県及び山武町と協定の締結について合意している。

5 当該規制の特例措置の内容

本町は、野菜作りに特化した生産地であり、特に、当該地区が有機野菜の産地となっている。

本町の農家数を平成 2 年と 12 年で比較した場合、農家数が 18.2% の減 (H2 [1,109 戸] H12 [907 戸]) に対して、畑農家数は 29.5% の減 (H2 [982 戸] H12 [692 戸]) と大きく減少している。

経営耕地面積を平成 2 年と 12 年で比較した場合、経営耕地総面積が 15.7% の減 (H2 [1,272ha] H12 [1,072ha]) に対して、畑の経営耕地面積も、ほぼ同様に 14.3% の減 (H2 [852ha] H12 [730ha]) となっているものの、この間に、遊休農地面積 (耕作放棄地) は 37ha 増加 (H2 [73ha] H12 [110ha]) の増加率: 50.7%) しており、その増加した耕作放棄地のうち、約 6 割の 24ha (H2 [32ha] H12 [56ha]) の増加率: 75.0%) が畑の耕作放棄地となっている。

畑作を行う一農家当たりの経営耕作面積の増加(H2〔0.87ha〕 H12〔1.06ha〕の増加率：21.8%)により、畑農家数の減少(H2〔982戸〕 H12〔692戸〕の減少率：29.5%)に比べて、畑の経営耕地面積の減少(H2〔852ha〕 H12〔730ha〕の減少率：14.3%)が抑制されているものの、今後の農業従事者の高齢化率の上昇に伴い、特に手間のかかる畑の経営耕地面積の減少、遊休農地の増加が加速化するものと見込まれる。

当該地区の一農家当たりの経営耕地面積(平成2年：0.55ha)は、本町における畑の一農家当たりの経営耕地面積(平成2年：0.87ha)の約7割足らずにとどまっており、本町における畑の経営耕地面積の集約化(畑の一農家当たりの経営耕地面積の増加(H2〔0.87ha〕 H12〔1.06ha〕の増加率：21.8%)が進んでいく中、当該地区の一農家当たりの経営耕地面積は、減少(H2〔0.55ha〕 H12〔0.46ha〕の減少率：16.4%)している。

当該地区の畑農家数と経営耕地面積を平成2年と12年で比較した場合、農業従事者の高齢化率が約2倍の急激な上昇となっていること(H2〔18.8%〕 H12〔35.4%])や担い手不足等から、畑農家数(H2〔28戸〕 H12〔26戸])にほとんど変化はないものの、経営耕地面積が21.3%の減(H2〔15.5ha〕 H12〔12.2ha])、一農家当たり経営耕地面積も16.4%の減(H2〔0.55ha〕 H12〔0.46ha])と、当該地区の有機農業は、厳しい状況を窺わせている。

このままでは、当該地区の農業従事者の高齢化、担い手不足等から、畑の経営耕地面積の減少、それに伴う遊休農地の増加が加速化され、有機農業の産地としての維持がますます困難となることから、当該特例措置を適用して、外食企業等が遊休農地の利活用により有機農業に参入することは適当であり、要件適合性が認められると判断した。

さらに、当該地区は、本町が進める有機農業の推進地区であり、特定事業の実施に当たり、地区の農業従事者等の協力や合意形成が得られやすく、事業推進熟度が高いことから、特に、要件適合性が認められると判断した。

本町の農家数、経営耕地総面積及び遊休農地（耕作放棄地）

項 目	平成 2 年	平成 12 年	増減数	増減率
農家数	1,109 戸	907 戸	202 戸	18.2 %
経営耕地総面積	1,272 ha	1,072 ha	200 ha	15.7 %
一農家当たりの経営耕地面積	1.15 ha	1.18 ha	0.03 ha	2.6 %
遊休農地面積（耕作放棄地）	73 ha	110 ha	37 ha	50.7 %

* 1990 年及び 2000 年世界農業林センサス

本町の畑農家数、経営耕地面積(畑)及び遊休農地面積(耕作放棄地)

項 目	平成 2 年	平成 12 年	増減面積	増減率
畑農家数	982 戸	692 戸	290 戸	29.5 %
経営耕地面積（畑）	852 ha	730 ha	122 ha	14.3 %
一農家当たりの経営耕地面積	0.87 ha	1.06 ha	0.19 ha	21.8 %
遊休農地面積（耕作放棄地）	32 ha	56 ha	24 ha	75.0 %

* 1990 年及び 2000 年世界農業林センサス

当該地区の畑農家数、経営耕地面積(畑)及び遊休農地面積（耕作放棄地）

項 目	平成 2 年	平成 12 年	増減面積	増減率
畑農家数	28 戸	26 戸	2 戸	7.1 %
経営耕地面積（畑）	15.5 ha	12.2 ha	3.3 ha	21.3 %
一農家当たりの経営耕地面積	0.55 ha	0.46 ha	0.09 ha	16.4 %
遊休農地面積（耕作放棄地）	0.0 ha	3.3 ha	3.3 ha	

* 本町独自調査

当該地区の農業従事者の高齢化率

項 目	平成 2 年	平成 12 年
農業従事者の高齢化率	18.8 %	35.4 %

* 本町独自調査